（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正）

第十二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医療等の用途） **第二条**　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。 一　次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途 イ～ニ　（略） ホ　国立健康危機管理研究機構 二～七　（略）	（医療等の用途） **第二条**　法第七十六条の四に規定する医療等の用途は、次の各号に掲げる用途とする。 一　次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途 イ～ニ　（略） （新設） 二～七　（略）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等） **第五条の十三**　令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等は、次のとおりとする。 一～四　（略） （削る） 五～七　（略） 八　国立健康危機管理研究機構 九～十八　（略）	（令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等） **第五条の十三**　令第一条の二第一項第二号の厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等は、次のとおりとする。 一～四　（略） 五　国立研究開発法人国立国際医療研究センター 六～八　（略） （新設） 九～十八　（略）

（厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第百五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（令第三条第一項の命令で定める職） **第二条**　令第三条第一項の命令で定める職は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職とする。 試験研究機関等　職 （略）　（略） （削る）　（削る） （略）　（略）	（令第三条第一項の命令で定める職） **第二条**　令第三条第一項の命令で定める職は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職とする。 試験研究機関等　職 （略）　（略） 国立感染症研究所　副所長 （略）　（略）